

# 「デジタル体験創造フェア」開催支援業務企画提案募集要領 (案)

## 1 目的

本業務は、県民のデジタル利活用についての理解を促進し、県民の生活の質の向上につなげる一助とすることを目的として開催する「デジタル体験創造フェア」の開催支援を行うもので、業務委託先を選定するため、以下のとおり企画提案者を募集します。

## 2 企画提案を募集する業務

別紙「「デジタル体験創造フェア」開催支援業務仕様書（案）」のとおり。

## 3 応募資格

応募資格を有する方は、応募する時点で、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 青森県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 当該事業を的確に遂行できる能力を有すること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。）。
- (3) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 国税及び地方税等の滞納がないこと。
- (6) NPO法人については、特定非営利活動促進法第29条に基づく事業報告書等を提出していること。

## 4 委託件数及び予算額

- ・委託件数 1件
- ・予算額 2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

## 5 委託契約期間

委託契約日から令和7年1月31日（金曜日）まで

## 6 事業実施までの流れ

- (1) スケジュール
  - ア 質問期限  
令和6年6月19日（水曜日）17時
  - イ 質問回答  
令和6年6月21日（金曜日）まで

ウ 応募期限

令和6年6月28日（金曜日）17時

工 書類審査

令和6年7月上旬（予定）

オ 委託契約締結

令和6年7月中旬（予定）

(2) 企画提案に係る質疑

質疑は様式3「質問書」により令和6年6月19日（水曜日）17時まで「12問い合わせ先・応募窓口」に電子メール（PDF形式）で提出すること。口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

回答は、令和6年6月21日（金曜日）までに質問者に回答するほか、当課のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

(3) 応募方法

様式1「デジタル体験創造フェア」開催支援業務企画提案書」及び様式2「デジタル体験創造フェア」開催支援業務企画提案内容」に必要事項を記載し、以下の「対象となる経費」に基づき積算した経費資料（様式任意）を添付の上、「12問い合わせ先・応募窓口」に電子メールにて御提出下さい。

○対象となる経費

(ア) 直接経費

- ・人件費（※工事作業員等を含む。）、旅費、謝金、通信運搬費、印刷費等の経費
- ・消耗品費
- ・広告宣伝費
- ・機材や物品の賃借料
- ・回線等使用料

(イ) その他当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）

(ウ) (ア)～(イ)にかかる消費税及び地方消費税分

※次に掲げる経費は対象外。

- ・土地、建物、設備、備品（家電、PC、タブレット、携帯電話、机、いす等）の取得費
- ・その他、本委託業務に係る経費であることが証明できない経費
- ・国、地方公共団体の補助金、委託費等により、既に支弁されている経費

## 7 審査の方法及び選定基準等

(1) 審査の方法

応募期限後、(2)の選定基準を基に総合的に評価し、書類審査により委託事業者を決定します。

(2) 選定基準

ア イベントの告知・広報（効果的な集客方法になっているか）

イ イベントの運営（実現可能であるか、当日の集客に効果的か）

ウ 人員配置（業務が実現可能な人員配置であるか）

エ フェアを盛り上げるための企画・工夫（事業目的、仕様を理解したうえで独創的な内容になっているか）

オ 経費積算（経費は適正か、十分な費用対効果が得られるか）

## 8 選定結果と契約の締結

### （1）選定結果

選定結果は、採否を問わず提案者に対して、文書によりお知らせします。

### （2）委託契約の締結

ア 委託業務の成果等は、原則として青森県に帰属します。

イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結します。

ウ 企画提案業務の内容については、調整の上、変更することがあります。

## 9 実績報告と委託費の支払い等

### （1）実績報告書の提出

委託業務の受託者は、業務完了後速やかに、成果品として、実績報告書を提出する必要があります。

### （2）委託費の請求

県が実施する完了検査に合格した後、委託費の請求が可能となります。

## 10 留意事項

（1）採択された企画提案については、県からの委託業務として実施します。（補助金ではありません。）

（2）委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従っていただきます。また、業務の受託により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務がありますので、留意してください。

（3）本委託業務においては、委託費による財産の取得は認められません。

（4）提出された企画提案書等については返却しません。

（5）企画提案書等の提出に係る経費は提案者が負担してください。

## 11 情報公開・情報提供

本業務の取組状況や成果については、隨時、県のホームページや広報紙等で公開する場合があります。

## 12 問い合わせ先・応募窓口

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号（県庁南棟3階）

青森県総合政策部 DX推進課 暮らし・行政DXグループ 担当：逢坂

電話：017-734-9163

電子メール：[dxsuishin@pref.aomori.lg.jp](mailto:dxsuishin@pref.aomori.lg.jp)

URL：<https://pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/dxsuishin/R6DigiFairkoubo.html>